

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

(地震)

地震被害想定を行った結果、本市で被害が最も大きい地震は、上町断層帯を震源とする地震（震度 6 弱～7）で、次いで南海トラフ巨大地震（震度 5 弱～6 弱）である。上町断層帯を震源とする地震が発生した場合、市として死者数 1,364 人、負傷者数 4,628 人、り災者数 179,779 人、避難所生活者数 52,134 人の被害が想定されている。

〈参考資料：吹田市地震被害想定（平成 25 年 10 月）〉

<https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0393/9674/2013930141226.pdf>

(洪水)

市の南部を流れる神崎川、安威川は、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。また、洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、洪水による被害のおそれがあるときは神崎川・安威川洪水予報が発表される。

その他の高川、山田川、糸田川、上の川、正雀川などの中小規模河川についても、全区間又はほぼ全区間が水防区域であり、短時間の集中豪雨の際には特に注意が必要である。

本市では概ね 200 年に 1 回程度の大雨（1 時間総雨量約 90mm）が降ったことにより、神崎川、安威川、高川、山田川、糸田川、上の川、正雀川がはん濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションした洪水ハザードマップを作成し、住民へ周知している。

〈参考資料：吹田市洪水ハザードマップ〉

①北部地域 <https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0476/2063/120102018544.pdf>

②中部地域 <https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0476/2064/120102018557.pdf>

③南部地域 <https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0476/2065/120102018616.pdf>

(ため池の破堤等)

市域の全ため池について災害が想定されるが、大阪府により、公共上およぼす影響の程度を考慮して水防ため池が 3 カ所（釈迦ヶ池、馬池、王子池）定められている。

〈参考資料：吹田市地域防災計画（令和元年 7 月）第 1 編総則 P. 15〉

<https://portal.osaka-bousai.net/share/attachedfile/plan/0000011308/03%20sousoku.pdf>

〈参考資料：釈迦ヶ池ハザードマップ〉

<https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0442/7569/119514101559.pdf>

<https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0442/7570/119514101621.pdf>

〈参考資料：王子池ハザードマップ〉

<https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0442/7566/12052116845.pdf>

<https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0442/7567/1205211690.pdf>

(土砂災害)

大阪府によって「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。土砂災害警戒区域の範囲や避難場所・避難経路を網羅した防災マップ等を作成し、住民へ周知している。

〈参考資料：吹田市洪水ハザードマップ〉

①北部地域 <https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0476/2063/120102018544.pdf>

②中部地域 <https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0476/2064/120102018557.pdf>

③南部地域 <https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0476/2065/120102018616.pdf>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

2) 商工業者の状況

- ・事業者数 11,526 者 <平成28年経済センサス活動調査>
- (・うち企業数 6,725 者) <中小企業庁市区町村別企業数(2016年6月時点)>
- ・中小企業数 6,702 者 <中小企業庁市区町村別企業数(2016年6月時点)>
- ・小規模事業者数 5,481 者 <中小企業庁市区町村別企業数(2016年6月時点)>

3) これまでの取組

<吹田市の取組>

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・非常用物資の備蓄
- ・防災ハンドブック、洪水ハザードマップの作成等
- ・防災講座の実施

<吹田商工会議所の取組>

- ・災害時における特別相談窓口の設置
- ・事業者向けBCP策定セミナーの開催
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・経営指導員向けBCP研修の実施
- ・自主防災組織の設置
- ・平成30年に発生した大阪北部地震、台風21号、台風24号における被災状況のヒアリングと相談窓口の開設、支援施策の情報発信
- ・大阪府商工会議所連合会にて、「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議し、被災時には商工会議所や事業者への支援活動を府内商工会議所が連携し実施

② 課題

1. 現状では、緊急時の取組にかかる吹田市と吹田商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
2. 被害情報を収集するしくみが確立されておらず、被害情報を収集する人員が不足している。
3. 事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
4. 吹田商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
5. 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
6. 事業継続に向けては、電力等ライフラインの確保が必要となるが、現状把握ができていない。

③ 目標

- ◎ 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計 延べ 12,500 事業者
 - 令和3年度 2,500 事業者
 - 令和4年度 2,500 事業者
 - 令和5年度 2,500 事業者
 - 令和6年度 2,500 事業者
 - 令和7年度 2,500 事業者

1. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、吹田市と吹田商工会議所、及び関係団体との連携体制を平時から構築する。
2. 発災時、非常時における情報連絡を円滑に行うため、吹田商工会議所と吹田市との間における被害情報報告ルートを構築する。
3. 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、経営指導員が外部の専門家等と連携してセミナーや個別指導で助言する。
4. 経営指導員そのものの事業継続力に関する知識・ノウハウを強化する。
5. 事業継続に向けたライフライン等の確保について、現状把握と啓発をすすめ必要な事業者には、補助制度等を案内し災害時におけるライフライン確保体制の強化を図る。

④ その他

吹田商工会議所の事業継続計画の有無：有

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

吹田商工会議所と吹田市は、役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・吹田商工会議所は、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・吹田商工会議所と吹田市は、会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・吹田市は、ハザードマップを国や大阪府による災害リスクの見直しに合わせて更新し、最新の情報を周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・吹田商工会議所と吹田市は、大阪府や損害保険会社が提供する簡易版BCP様式を企業巡回やホームページに掲載による周知並びに策定支援を行う。
- ・吹田商工会議所は、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を行う。

c) 地域内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- ・吹田商工会議所と吹田市は、企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府・市町村合同地震津波対策訓練への参加により吹田商工会議所と吹田市は、連絡ルートを確認を行う。(訓練は必要に応じて実施する)。

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・事業継続計画策定済み

f) 関係団体等との連携

- ・吹田商工会議所は、連携する損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・吹田商工会議所と吹田市は、関係団体と連携し、普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催により、事業継続力強化計画の普及啓発を図る。

g) フォローアップ

- ・吹田商工会議所と吹田市は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし、その上で吹田商工会議所は下記の手順で地区内の被害状況を把握し、吹田市等関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に、吹田商工会議所は職員の安否確認や業務従事の可否等の確認を行う。
- ・吹田商工会議所は、市内の大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を把握して、吹田市等関係機関と情報共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令され、法及び吹田市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市の体制が対策本部へ移行した場合は、当本部による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・吹田商工会議所と吹田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、相互の役割分担を決める。
- ・吹田商工会議所及び吹田市は、次の被害規模の目安をもとに、市内の大まかな被害状況を確認する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある

- ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
- ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
- ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により吹田商工会議所と吹田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	1週間に1回共有する
それ以降	必要に応じて随時共有する

- ・当市で取りまとめた「吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

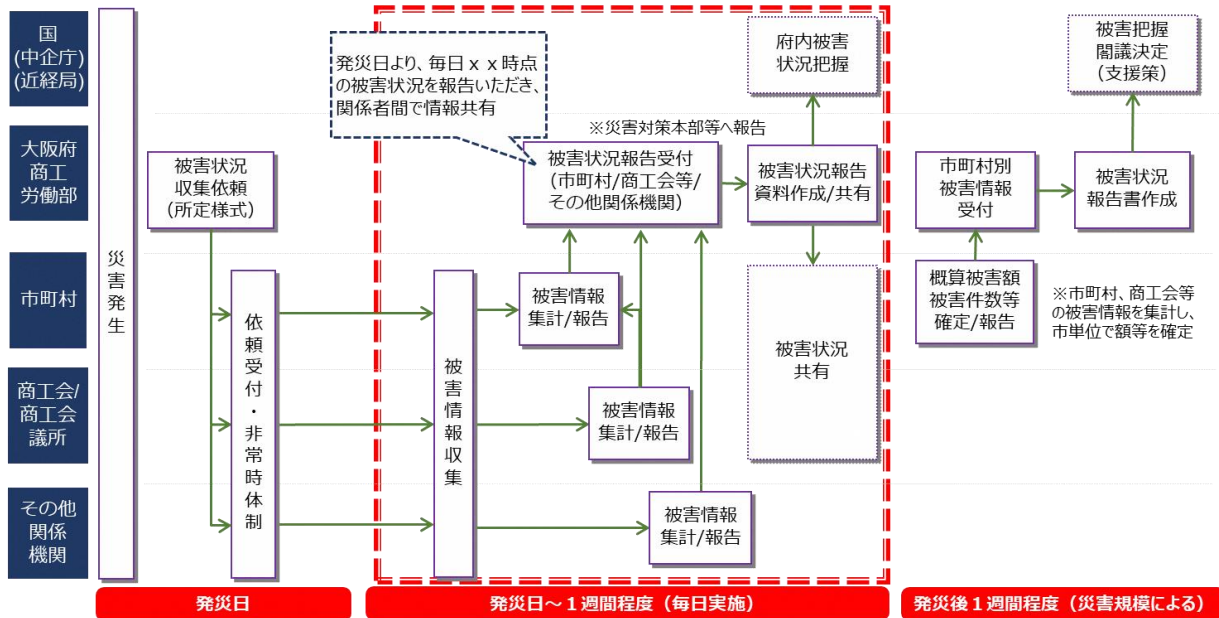
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・吹田商工会議所は、自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・吹田商工会議所と吹田市は、二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について決める。
- ・吹田商工会議所と吹田市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・吹田商工会議所と吹田市で共有した情報は、大阪府の指定する方法にていずれかより大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や府等からの情報や方針に基づき、吹田商工会議所と吹田市が共有した情報を大阪府の指定する方法にて当所または当市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、吹田商工会議所と吹田市で相談・決定する。
(吹田商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所に設置する。
- ・吹田商工会議所は、地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・吹田商工会議所及び吹田市は連携して応急時に有効な被災事業者施策(国や大阪府、吹田市、吹田商工会議所等の施策)について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・被害状況の確認、支援施策の周知については、商店街組合、地域金融機関と連携し、実施する。
- ・大阪府商工会議所連合会との「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づく支援活動を府内商工会議所に要請する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・吹田商工会議所は、吹田市と協議して、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・吹田商工会議所又は吹田市は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

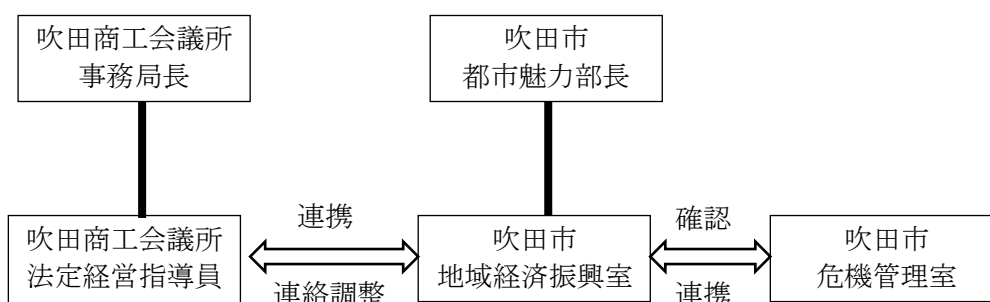
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年 12月現在)

- ⑦ 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- ⑧ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 平松 猛 (連絡先は⑨参照)

経営指導員 谷 将行 (連絡先は⑨参照)

経営指導員 福田 沙希子 (連絡先は⑨参照)

経営指導員 橋爪 利一 (連絡先は⑨参照)

○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- ⑨ 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

○吹田商工会議所

吹田商工会議所 中小企業振興部

〒564-0041 大阪府吹田市泉町2丁目17番4号

TEL：06-6330-8001 / FAX：06-6330-3350

E-mail：suitacci@suita.cci.or.jp

○関係市町村

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06-6384-1356(直通) / FAX：06-6384-1292

E-mail：sanro_s@city.suita.osaka.jp

吹田市 総務部 危機管理室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06-6384-1753(直通) / FAX：06-6337-1631

E-mail：bousaisuita@city.suita.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【 吹田商工会議所 】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑩ 必要な資金の額	700	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンプ、チラシ制作費	100	100	100	100	100
・ システム構築費	300				

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪ 調達方法

会費収入、吹田市補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【 吹田市 】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 本社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内 1-2-1 大阪北支店 課長 荒川 知佐子 直轄課 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋 3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング 7 階 TEL : 06-6203-0632 FAX : 06-6203-0436
ロ. 連携して実施する事業の内容
1. リスクファイナンスセミナー、BCP ワークショップの開催 以下の項目を取り上げ、災害事例を通じたリスクファイナンスについて理解していただく。 ・企業を取り巻く環境変化と BCP の必要性 ・大阪府、吹田市を取巻く自然災害 ・自然災害シミュレーション ・「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画」の作成と解説 ・事業継続力強化計画認定申請について ・ビジネス総合保険の解説 2. 事業継続計画 (BCP) 策定支援事業 BCP 策定の専門知識を持った専門家による事業継続計画 (BCP) 策定の個別支援を行う。 ① 【簡易版】事業継続計画 (BCP) 策定支援 “地震”の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応 (安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など) の確立に重点を置いた簡易版の BCP 策定を支援する。 ② 事業継続計画 (BCP) 策定支援 事業を取り巻く脅威とその脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制 (情報収集、広報、予算管理など) や従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応 (安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など) の確立に重点を置いた BCP 策定を支援する。 ③ 事業継続計画 (BCP) ブラッシュアップ支援 策定済みの BCP をブラッシュアップ (内容の見直し、訓練の実施など) するための支援をする。 ④ レジリエンス認証取得準備支援 内閣官房国土強靱化推進室が制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく“レジリエンス認証”の審査基準の解説や面接審査におけるポイントなどをお伝えするとともに、認証取得に必要な申請手続きについて支援する。 ⑤ 保険及び共済制度の加入推進 リスクファイナンスの観点から保険及び共済制度の加入推進を行い、災害後の復旧費用軽減を図ることができるよう対策を行う。

ハ. 連携して事業を実施する者の役割

1. 吹田商工会議所が主催する「リスクファイナンスセミナー、BCP ワークショップ」への講師派遣
保険会社とは団体保険を通じて吹田商工会議所との事業連携を行っている。保険会社は事業継続力強化支援においては保険制度を活用したリスクファイナンスでノウハウを持ち、セミナー・ワークショップでも数多くの講演実績がある。保険会社と連携することで BCP に関心のある小規模事業者へ策定の啓発、リスクファイナンスの強化を図ることが可能となる。また、事業継続計画（BCP）策定の個社支援に繋げることも可能となる。
2. 保険会社等と連携した BCP 策定支援
事業所訪問を実施し、BCP 策定に関心のある事業者へ BCP 策定のアドバイスを行う。
3. 保険会社等と連携した公的施策普及と保険・共済制度の加入推進
事業所訪問やセミナーの機会を、公的施策の周知を実施するとともに、保険制度や共済制度の説明及び加入推進を行う。

二. 連携体制図等

